申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公共物の目的外使用等に関する許可							
根	処法令及び条項	新座市公共物管理条例第4条 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければ ならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 公共物に工作物その他の施設を設置することその他公共物を本来 の目的以外に使用すること。 (2) 公共物に関し工事をすること。 2 市長は、前項の許可(以下「許可」という。)をする場合において、 公共物の管理のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件 を付けることができる。							
		インフラ整備部道路管理課管理係							
審	関係条項	第2条 する者 ない。	条例第は、新	4条第 座市公共	共物使用等語	(以下 許可申請	書を可	す長に	いう。)を受けようと に提出しなければなら
查		(昭和 指定 請書 書面 3 上、許	30に条例 同様付に 関係 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	埼玉県系 定された 第35 なければ 定する 否を決策	条例第46 た水路にお 条第1項の ばならない。 申請書の提	号)第3 いて行れ 規定に。 出があ も出があ	1条約 れる よる かれる かたと 使用	第1項に きずい きょう きょう きょう きょう きょう こう	玉県文化財保護条例 質の規定により埼玉県 は、前項の規定する申 受けたことを証する 、、その内容を審査の 「・申請却下通知書に
	基 準 (未設定の場合 はその理由)								
基									
	参考事項								
準	設定等年月日	平成	年	月	日設定	(平成	年	月	日最終変更)
標準処	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数							
理期間	設定等年月日	平成	年	月	日設定	(平成	年	月	日最終変更)